

木造の屋外階段の事故防止に努めましょう！

令和5年2月 熊本県建築課

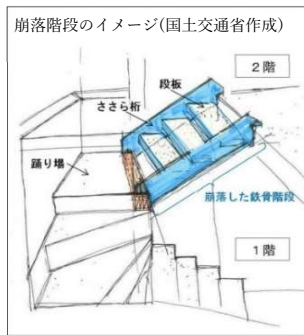
令和3年4月に、東京都八王子市内の木造共同住宅で屋外階段が崩落し、住民が死亡する事故が発生したことを受け、令和4年1月に木造の部分を含む屋外階段における防腐措置等の基準を明確化した「木造の屋外階段等の防腐措置等ガイドライン（以下、「ガイドライン」という）」が示されています。

屋外に設置された木造の階段は、腐食防止のための防水措置や薬剤処理等を適切に実施する必要があります。また、所有者等による日常的な点検のほか、必要に応じて専門家の点検を受け、劣化の進行が確認される場合には改修を行うといった、建築時以降も継続した計画的な維持保全が必要です。

木造の屋外階段を有する共同住宅等の設計・監理・工事・維持保全等に当たっては、ガイドラインを踏まえ、適切な措置を講じてください。

事故の概要

- 木造の共同住宅の屋外階段の一部に鉄骨造階段（右図の青色の部分）を使用（鉄骨の荷重を木造部分で支持する構造）。
- 木造部分の防腐措置等が不十分だったため、鉄骨部分を支持する木造部材が腐食し住民が使用中に鉄骨造階段が落下した。



関係法令

（屋外階段の構造）

建築基準法施行令第121条の2

前2条の規定による直通階段で屋外に設けるものは、木造（準耐火構造のうち有効な防腐装置を講じたものを除く）としてはならない。

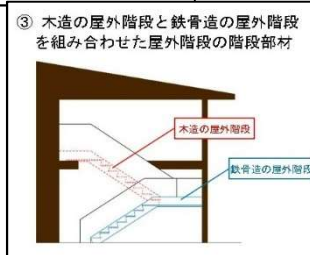
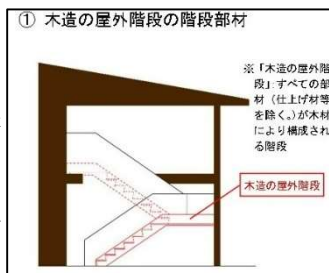
ガイドラインの概要

①目的

木造、鉄骨造、それらの混構造の屋外階段の防腐措置等を明確化、設計者等が留意すべき事項を定め当該屋外階段の安全確保を図るもの。

②適用範囲

5階建て程度以下の建築物に設置される木造等の屋外階段（右図や国交省HP参照）。



③留意事項（木造部分に係る主なもの）

- ・木部分は雨がかりが極力生じないこと
 - ・木部分はFRP防水やシート防水等の処理を講じ裏面に漏水しない構造とすること
 - ・腐朽防止のための薬剤措置を講じること
 - ・水分が常時滞留しない構造とすること
 - ・専門家の点検が可能な構造とすること
 - ・階段が自立する構造等とすること
 - ・所有者等による日常的な点検及び専門家による定期的な点検を実施すること
- ※その他、詳細は国交省HPでご確認ください。

[国土交通省HP] 木造の屋外階段等に関する適切な設計、工事監理、検査及び維持保全等について

https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/jutakukentiku_house_tk_000151.html

その他の留意事項

- 建築確認申請時には、申請書、建築計画概要書及び添付図書へ木造屋外階段に係る記載が必要です。
- 木造屋外階段についての工事監理方法等が、「賃貸住宅に係る工事監理ガイドライン」で示されています。
- 国交省HPでガイドラインの事例集が公開されていますので防腐措置や維持管理等の参考としてください。

問い合わせ先 熊本県土木部建築住宅局建築課安全推進班

〒862-8570 熊本市中央区水前寺6丁目18-1

電話：096-333-2535 メール：kenchiku@pref.kumamoto.lg.jp